

すぐれた4つの特長

1 通院もOK!

★ワイドな補償です

ケガによる死亡・入院はもちろん、通院のみのケガでも保険金が支払われます。

★通院でも、入院でも1日目から補償されます。

2 ★年齢の制限がありません

★加入の範囲は、日本教育公務員弘済会岡山支部会員およびその家族とし、家族の方だけを補償対象とすることもできます。

3 ★保険料が割安です

10% 団体割引!

一般の契約より10%割安となっています。

★ご加入のときの診断など一切ありません。

4 ★保険料は給与引落

★保険金請求額が10万円以内の時は、診断書なしで保険金が支払われます。

F A X 資 料 請 求 書

株式会社 岡山教弘 行 FAX : 086-238-3500

フリガナ			
お名前			
フリガナ			
ご住所	〒		
所属名(学校名)			
電話番号	ご自宅		ご勤務先
F A X	ご自宅		ご勤務先
ご連絡先	(ご自宅)		(ご勤務先)

【個人情報の取扱いについて】
 当社は、ご記入いただきました上記個人情報を、損害保険ジャパン日本興亜株式会社より保険業務の委託を受けて行う損害保険およびこれに付帯・関連するサービスの提供等に利用させていただくことがあります。

お申し込み・お問い合わせ・資料請求

公益財団法人 日本教育公務員弘済会 岡山支部 TEL 086-272-1909

●取扱代理店 **株式会社 岡山教弘**
 〒703-8258 岡山市中区西川原255番地
 TEL 086-272-1917 FAX 086-238-3500 (受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

●引受保険会社 **損害保険ジャパン日本興亜株式会社 岡山支店法人支社**
 〒700-0913 岡山市北区大供1-2-10
 TEL 086-225-1045 FAX 086-225-1220 (受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

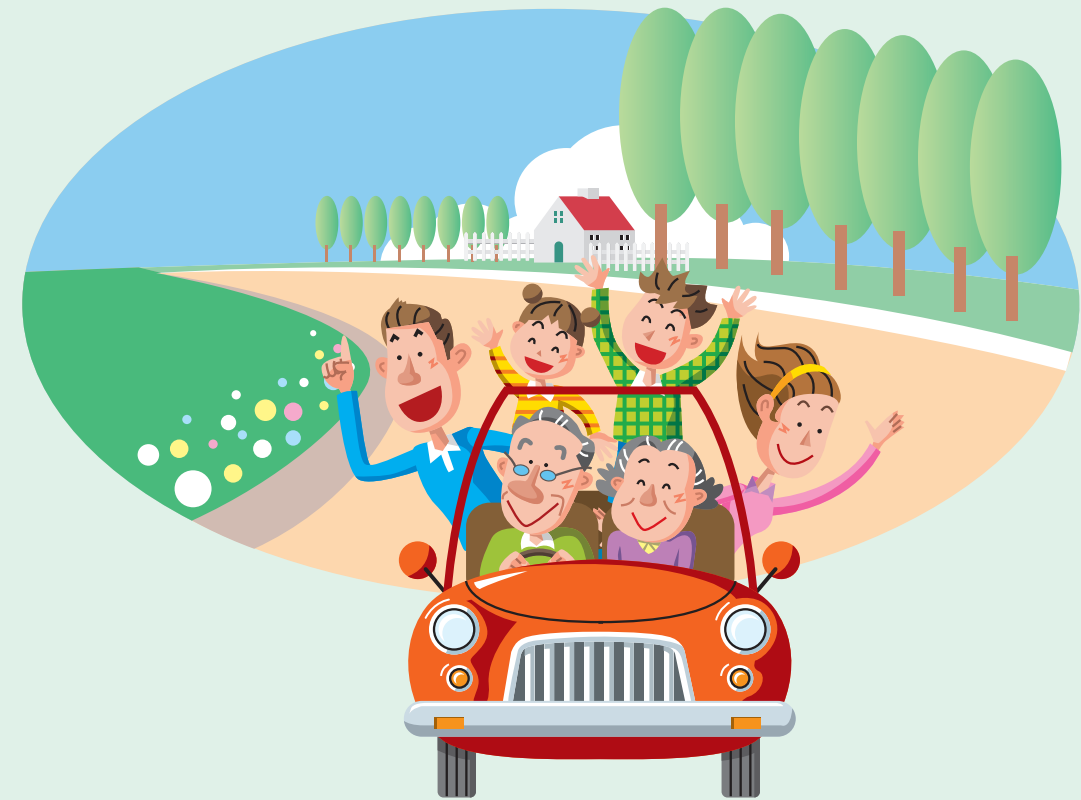
「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」は、損保ジャパンと日本興亜損保が2014年9月1日に合併して誕生した会社です。

●このパンフレットは、概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損害保険ジャパン日本興亜株式会社までお問い合わせください。
 承認番号：SJNK14-18909 作成日：平成27年3月25日

平成27年度募集案内

新型 教弘 団体 傷害 保険

傷害 総合 保険



交通事故 傷害 保険
 月払保険料 10円
300円から

全傷害 保険
 月払保険料 10円
400円から

新教弘 傷害 保険
 月払保険料 10円
430円から

●保険期間●
 平成27年**8月1日**午後4時から 平成28年**8月1日**午後4時まで

●申込締切日●
 平成27年**7月24日(金)**まで

中途加入は随時受け付けています。

●ご加入者・被保険者の範囲●

公益財団法人 日本教育公務員弘済会岡山支部の会員で、1.~5.に該当する方

1. 公立学校の教職員
2. 国立学校および私立学校の教職員
3. 教育委員会の職員
4. 教職員団体の役員および職員
5. 日教弘および日教弘支部の役員および職員

※1.~5.のご家族（配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族）の方を被保険者としてご加入いただけます。

新型 教弘団体 傷害保険

○こんなとき補償されます
 保険金のお支払方法等重要な事項は、パンフレットP4「この保険のあらし」以降に記載されていますので、ご加入前に必ずご参照ください。

充実の補償 C1タイプ (1~10)・B1タイプ (1~8)・C2タイプ (1~7)・A1タイプ (1~4)

1 車にはねられてケガ	2 車で衝突してケガ	5 職場等で転んでケガ A1タイプを除く	6 テニスでケガ A1タイプを除く	9 ひき逃げにあい、死亡。(被害事故) C1被害事故補償セットの場合
3 自転車で転倒してケガ	4 駅の改札口に入って改札口を出るまでの間のケガ A1タイプを除く	7 料理中にやけど A1タイプを除く	8 水泳中高波にさらわれて溺死 C2・A1タイプを除く	10 通り魔に遭遇し、所定の重度後遺障害に(被害事故) C1被害事故補償セットの場合

団体割引 10%

C1タイプ 新教弘傷害保険 (傷害総合保険 被害事故補償保険金セット) 保険期間1年 団体割引10% 職種級別A級(教職員・主婦など)

最高6口まで 上記イラスト補償範囲 (1~10)

口数	月額保険料	死亡・後遺障害保険金	入院保険金日額	通院保険金日額	被害事故補償保険金
6	3,000円	570万円	9,000円	6,000円	9,000万円
5	2,500円	475万円	7,500円	5,000円	7,500万円
4	2,000円	380万円	6,000円	4,000円	6,000万円
3	1,500円	285万円	4,500円	3,000円	4,500万円
2	1,000円	190万円	3,000円	2,000円	3,000万円
1	500円	95万円	1,500円	1,000円	1,500万円

C2タイプ 新教弘傷害保険 (傷害総合保険 死亡・後遺障害保険金対象外特約セット) 保険期間1年 団体割引10% 職種級別A級(教職員・主婦など)

最高6口まで 上記イラスト補償範囲 (1~7)

口数	月額保険料	死亡・後遺障害保険金	入院保険金日額	通院保険金日額	被害事故補償保険金
6	2,580円	補償されません	9,000円	7,500円	補償されません
5	2,150円		7,500円	6,250円	
4	1,720円		6,000円	5,000円	
3	1,290円		4,500円	3,750円	
2	860円		3,000円	2,500円	
1	430円		1,500円	1,250円	

B1タイプ 全傷害保険 (傷害総合保険) 保険期間1年 団体割引10% 職種級別A級(教職員・主婦など)

最高6口まで 上記イラスト補償範囲 (1~8)

口数	月額保険料	死亡・後遺障害保険金	入院保険金日額	通院保険金日額	被害事故補償保険金
6	2,400円	192万円	9,000円	6,000円	補償されません
5	2,000円	160万円	7,500円	5,000円	
4	1,600円	128万円	6,000円	4,000円	
3	1,200円	96万円	4,500円	3,000円	
2	800円	64万円	3,000円	2,000円	
1	400円	32万円	1,500円	1,000円	

A1タイプ 交通事故傷害保険 (傷害総合保険 交通傷害危険のみ補償特約セット) 保険期間1年 団体割引10%

最高5口まで 上記イラスト補償範囲 (1~4)

口数	月額保険料	死亡・後遺障害保険金	入院保険金日額	通院保険金日額	被害事故補償保険金
5	1,500円	925万円	14,000円	8,000円	補償されません
4	1,200円	740万円	11,200円	6,400円	
3	900円	555万円	8,400円	4,800円	
2	600円	370万円	5,600円	3,200円	
1	300円	185万円	2,800円	1,600円	

※オプションのみに加入することはできません。A1・B1・C1・C2プランにセットしてご加入ください。

各タイプオプション設定できます

さらに プラス

(A1タイプをお選びの方は「E・F・Gタイプ」からお選びください。)

タイプ	月額保険料	補償範囲
D	410円	2,500万円 / 30万円 / 10万円 / 300万円 / 20万円
E	400円	5,000万円 / 30万円 / 10万円 / - / 20万円
F	260円	1億円 / 30万円 / - / - / -

補償内容	自己負担額	個人賠償保険	携行品損害	受託品賠償責任	救援者費用	キャンセル費用
示談交渉サービスご利用いただけます (※) 個人賠償保険 自転車ではねてケガをさせてしまった	0円	他人にケガを負わせた場合等の法律上の賠償責任を国内外問わず補償します。	旅行中カメラが落ちて壊れた	他人から借りた物を壊した場合等に、法律上の賠償責任を補償します。	飛行機が墜落し行方不明になった	死亡または入院により、旅行などをキャンセルする場合の費用を補償します。
レンタルのスキー板を壊した	1事故につき3,000円				0円	キャンセル事由の発生1回につき1,000円またはキャンセル費用の20%のいずれか高い額

Gタイプ ホールインワン・アルバイトロス費用 最高5口まで 団体割引10%

口数	月額保険料	ホールインワン・アルバイトロス費用
1	210円	20万円

ホールインワンまたはアルバイトロスを達成した場合に、慣習として記念品購入・祝賀会等の費用を負担したときに保険金をお支払いします。
 ◆キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバイトロスについては、原則として保険金のお支払対象となりません。

※C1・C2・B1・A1タイプ共通
 公的医療保険制度の給付対象である手術を受けた場合、手術保険金(入院中に受けた手術は入院保険金日額の10倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍の額)をお支払いします。
 ※保険始期日時点の被保険者のご年齢が86歳以上の方は、ご加入口数の上限が3口となります。

(※)個人賠償保険の被保険者(保険の対象となる方)は、以下のとおりとなります。
 申込書記載の被保険者本人、配偶者、本人または配偶者と生計を共にする同居の親族および本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子、被保険者本人の親権者またはその他の法定の監督義務者(ただし、本人が未成年者であって、本人に関する事故にかぎりません。)
 ご家族で重複してセットする必要はありませんのでご注意ください。